

新	旧	対 照 表
新	旧	
高知県災害救助基金規則(抜粋)	高知県災害救助基金規則(抜粋)	
本則	本則	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。次条において「法」という。)第22条の規定により設置する高知県災害救助基金(第5条において「基金」という。)に関し、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)及び高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。次条において「法」という。)第37条の規定により設置する高知県災害救助基金(第5条において「基金」という。)に関し、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)及び高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	
(備蓄物資の範囲)	(備蓄物資の範囲)	
第2条 法第26条第3号の給与品(以下「備蓄物資」という。)の範囲は、法第4条第1項第2号の食品、同項第3号の被服、寝具その他生活必需品、同項第4号の医療及び助産のために使用する薬剤、治療材料及び衛生材料、同項第6号の住宅の応急修理のために使用する資材並びに同項第8号の学用品とする。	第2条 法第41条第3号に規定する給与品(以下「備蓄物資」という。)の範囲は、法第23条第1項第2号の食品、同項第3号の被服、寝具その他生活必需品、同項第4号の医療及び助産のために使用する薬剤、治療材料及び衛生材料、同項第6号の住宅の応急修理のために使用する資材並びに同項第8号の学用品とする。	
(備蓄物資の評価)	(備蓄物資の評価)	
第3条 略	第3条 略	
2 前項の規定にかかわらず、新たに取得した備蓄物資については、その取得した日の属する年度に限り、その取得価格をもって評価格とする。	2 新たに取得した備蓄物資については、その取得した日の属する年度に限り、その取得価格をもって評価格とする。	
(災害救助用備蓄物資評価会)	(災害救助用備蓄物資評価会)	
第4条 略	第4条 略	
2 略	2 略	
3 前2項に定めるもののほか、評価会に関し必要な事項は、知事が別に定める。	3 前2項に定めるもののほか、評価会に関し必要な事項は、別に定める。	